

令和5年第4回東浦町議会定例会議案（追加分）

令和5年11月30日提出

目 次

報告第14号	工事請負契約の変更について（西部中学校教室棟・屋内運動場屋根外壁改修工事）	1
--------	---------------------------------------	---

報告第 14 号

工事請負契約の変更について（西部中学校教室棟・屋内運動場屋根外壁
改修工事）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指
定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によ
り報告する。

令和 5 年 11 月 30 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年10月23日

東浦町長 日 高 輝 夫

工事請負契約の変更について（西部中学校教室棟：屋内運動場屋根外壁改修工事）

下記のとおり工事請負契約を変更するものとする。

記

- 1 工事名
西部中学校教室棟・屋内運動場屋根外壁改修工事
- 2 路線等の名称
東浦町立西部中学校
- 3 工事場所
知多郡東浦町大字緒川字西高根地内
- 4 契約金額
 - (1) 変更前
52,250,000 円
 - (2) 変更後
53,196,000 円（946,000 円の増額）
- 5 契約の相手方
 - (1) 名称
高木建設株式会社
 - (2) 代表者
代表取締役 高木 和人
 - (3) 所在地
知多郡東浦町大字緒川字旭 14 番地の 6
- 6 変更理由
外壁補修面積の増加等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。